

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 第3期中期目標

(平成26年4月策定、平成28年3月改定)

1 基本的考え方

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、近代文明のもつ脆弱性を露呈させるとともに、生存の危機の中で、人間の尊厳、家族、コミュニティの大切さをあらためて認識させた。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）は、こうした阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、国内外の自然災害等に対して様々な支援活動に取り組むなど、「安全安心なまちづくり」と「共生社会の実現」に向けて研究調査、学術交流、情報発信、人と防災未来センター及びこころのケアセンターの管理・運営等の諸活動を推進し、震災を経験した被災地兵庫に生まれたシンクタンクとして、学術的な知見と国内外とのネットワークを培ってきた。

平成28年4月に設立から10年を迎える機構は、兵庫県の第3次行財政構造改革推進方策（以下、「第3次行革プラン」という。）や平成27年度に設置した機構のあり方検討委員会からの提言のもと、これまで蓄積してきた知見の共有化とネットワーク化を図りながら、東日本大震災における総合的研究に取り組むとともに、今後30年以内に約70%の確率で発生が予測されている南海トラフ地震や首都直下地震など巨大災害への備えを使命として、「安全安心なまちづくり」に関する研究への重点化を図るとともに、高齢化と人口減少による社会構造の変化を踏まえ、県との連携のもと、「共生社会の実現」に関する政策研究を進める。

さらには、兵庫県やHAT神戸に集積した様々な機関等に加え、様々な大学・研究機関等とのネットワークを最大限に活用しつつ、コーディネート機能の強化に努めながら、効率的かつ効果的な事業を展開する。

2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月から平成30年3月までの4年とする。

3 研究調査本部

(1) 政策研究と提言

「国難」ともなる巨大災害の発生確率が高まるなか、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえるとともに、広域津波災害である東日本大震災の復興検証を行いつつ、「事前復興」の制度化、「レジリエンス社会」の構築に資する研究を重点的に進める一方、「共生社会の実現」に関する研究については、県との連携を強化しながら、県政の政策形成を支援する取り組みを展開するなど、政策課題に対応した効果的な提言等を行う。

また、研究機関としての存在価値を高めるとともに、社会貢献へつなげるため、一般書籍化をはじめ様々な手法による研究成果の発信を強化することにより、行政機関や研究者はもとより広く一般に成果を還元していく。

(2) コーディネート機能の強化と研究ネットワークの形成

これまで「震災」をキーワードに構築してきた、人と防災未来センターやこころのケアセンターをはじめ、HAT神戸に集積する防災等研究機関に加えて、兵庫県立大学の大学院「減災復興政策研究科(仮称)」や地域創造機構、東日本大震災の被災地の大学等、県内外の研究者とのネットワークを重層化しつつ、相乗効果が発揮できるようコーディネート機能のさらなる強化を図る。

(3) オーラルヒストリー記録の保存と教訓の発信

今後の災害への備えとして広く活用するため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かした取り組みを継承していく。

4 学術交流センター

(1) 研究成果等の普及・啓発

安全安心な共生社会を目指し、県内外の研究者等との知的ネットワークの蓄積を活かし、マスメディアと連携したシンポジウム、フォーラム、セミナー等の開催により情報

発信し、議論・対話を通じて21世紀文明が直面する課題について学び、理解を深める。
また、創造的復興への取り組みとして知的集積を生かした人類社会への貢献を行う「コレージュ・ド・ひょうご構想」の一環として、機構や県内大学・研究機関等を活用した高度な学習機会の提供やアジア・太平洋地域と兵庫県の大学間交流の支援等からなる学術交流を推進する。

(2) 交流ネットワークの推進

各種のフォーラムや会議等を通じ、多彩な知的交流ネットワークの形成を促進し、県内外の知的交流基盤の整備を図る。

(3) 機構活動の情報発信

情報誌の発行、ITの活用、シンポジウム、フォーラムやセミナーの開催など、多様な媒体により、機構の活動や研究成果を情報提供する。

5 人と防災未来センター

(1) 展示

阪神・淡路大震災の経験と教訓をはじめ、防災・減災に関する情報をわかりやすく展示することにより、我が国における震災学習や防災・減災教育の中心施設としての評価を高める。

ア 観覧者が単に学ぶだけでなく、学んだことを地域や職域で広く伝えたり、実践できるように、具体的でメッセージ性の強い展示を目指す。

イ 観覧者の関心や理解を高めるよう、参加型・体験型の展示を強化するほか、観覧者のニーズに応じた防災・減災学習のための情報提供に努める。

ウ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の発信に加え、南海トラフ巨大地震をはじめ、将来の大規模災害への備え等に関する展示を強化するほか、東日本大震災復興支援に係る展示を継続する。

エ 障がい者等に優しい施設となるよう努めるとともに、開設10年を経過したことから、施設の劣化への対応に留意する。

オ 広報活動や団体利用を中心とした集客対策の強化等を通じて、年間50万人（うち有料展示ゾーン観覧30万人）の利用者の確保を目指す。

(2) 資料収集・保存

ア 震災や防災について知ろうとする研究者から子どもまでの幅広いニーズに応え得るよう、阪神・淡路大震災に関する資料を網羅的に収集・保存するとともに、阪神・淡路大震災以外の自然災害の研究論文や報告書等の二次資料の収集・保存に努める。

イ 資料の活用促進のため、被災者から提供された資料を利用者が活用しやすい形で整理するとともに、情報発信機能を強化し、震災の記憶や震災の事実を多くの人に知ってもらおう。

ウ 地域社会と関わりを保ちながら、被災者から提供される資料を整理することで、そこに込められた思いや教訓を共有する。

エ 約18万点の震災資料の保存・整理、活用を促進し、先例の少ない現代資料を扱う機関として、先駆的な役割を果たす。

オ 研究者・専門家・行政等の防災・減災研究や県民の防災学習を支援する機能を強化する。

(3) 実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

ア 実践的な防災研究

(ア) 組織としての「重点研究領域」を明示（毎年見直して必要に応じ修正）し、研究の方向を明確にすることにより、これに沿った実践的な防災研究を組織的・継続的に推進する。また、研究にあたっては、兵庫県立大学をはじめとする関西の大学研究機関との連携を強化する。

(イ) 研究内容や研究成果について実務者や学会、社会一般に広く情報発信・周知普及し、センターの研究への関心を喚起するとともに、研究成果の適用に努める。

(ウ) 実務者との協働のもと、研究員が主体となって地方自治体の防災行政担当職員が備えるべき知識と能力を体系化するとともに、社会に広く発信する。

(エ) 十分な外部資金の獲得、査読論文等の発表を行うとともに、学会活動への貢献等を通じて実践的な防災研究の学術性をアピールする。

イ 若手防災専門家の育成

(ア) 研究員は、実践的な防災研究を着実に推進するとともに、センター各事業へ積極的に参画し、また社会からの要請に応え、防災専門家として求められる資質を開発・強化する。

(イ) 研究員がセンターにおける任期を終了した後、防災専門家として社会の重要な役割を担っている状態を実現する。

(4) 災害対策専門職員の育成

ア 各地方自治体における災害対策実務の中核的な役割を果たす人材となるよう、研修受講者に災害に関する総合的な知識を習得させるとともに、その情報分析能力、判断力を向上させる。

イ 本センターの研修は、全国の地方自治体の幹部及び災害対策担当職員にとって必須の研修であるとの評価を高める。

ウ 本センターの研修が全国の地方自治体の災害対応能力の向上に貢献し、社会全体の災害被害の軽減に役立つものであるという評価を維持する。

エ 内閣府が有明の丘基幹的広域防災拠点施設において実施する「防災スペシャリスト養成研修」への参画を通じて、国・地方公共団体・指定公共機関の職員の災害対応能力のボトムアップに寄与する。

(5) 災害対応の現地支援・現地調査

大規模災害時に、被災地災害対策本部を支援するとともに、復旧・復興段階まで被災地への知的支援を継続的に行う。

ア 災害対応に関する普遍的な知識の体系化に資する研究を推進し、災害対応の実践的な知見の蓄積と体系化を図る。また、東日本大震災をはじめ被災地に対して、復旧・復興段階まで継続的に研究成果のフィードバックに努める。

イ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害時及びそれ以外においても被災地に研究員、事務局職員等を派遣することで、派遣要員を養成する。また、災害対応に関する知識の共有を図るとともに、災害対応の実践的・体系的な知識を有する防災専門家のネットワークを構築し、派遣体制を整備する。

ウ 災害対策専門職員育成事業、交流ネットワーク事業や実践的研究事業の活用により、地方自治体の幹部・防災担当部局とのネットワークを構築し、災害対策本部に職員を派遣できるだけの信頼関係を醸成する。

(6) 交流ネットワーク

ア 研修受講者のネットワークを築き、全国の自治体の防災担当者の交流の中核拠点となることを目指す。

イ 防災を担当する研究者、自治体職員、教育関係者、ライフライン企業、NPO、市民など重層的ネットワークを構築し、相互の交流の拠点となることを目指す。

ウ 国際的な防災・人道支援機関との交流や世界の自然災害博物館等の連携により、国内外へ情報発信を行うとともに、連携の拠点となることを目指す。

6 こころのケアセンター

(1) 研究調査等（受託事業）

ア 研究調査

「こころのケア」に関する、次の研究調査を行う。また、臨床機能（診療、カウンセリング）の活用を図り、研究成果の検証及び事例の収集等を行う。

(ア) 同時に一つの外傷的な出来事に遭遇した集団を対象とする研究

(イ) 単発の外傷的な出来事に遭遇した個人を対象とする研究

(ウ) 反復性のある外傷的な出来事に遭遇した個人を対象とする研究

(エ) こころの健康に関する研究

イ 情報の収集発信・普及啓発

「こころのケア」に関する各種文献・資料等の収集、シンポジウムの開催や啓発資料の発行等を通じて情報の収集発信・普及啓発を行う。

(2) 人材育成・研修

ア 「こころのケア」研修の実施（受託事業）

「こころのケア」に関する知識及び技術の向上に資するため、「こころのケア」に携わる保健・医療・福祉などの関係者を対象に、専門研修と基礎研修を実施する。

イ ひょうごヒューマンケアカレッジの実施

阪神・淡路大震災の経験と教訓により培われた、いのちの尊厳と生きる喜びを高めるといふ「ヒューマンケア」の理念に基づき、新しい専門的人材の養成をめざすとともに、多様なニーズに対応したヒューマンケアに関する知識・技能を学ぶ機会を広く県民に提供し、県民が共に生き、支え合うことのできるすこやかな社会づくりに資する事業を実施する。

ウ 研修受託等事業

自治体からの委託を受け、消防職員等のメンタルヘルスに関する指導・相談を行うとともに、研修を実施する。

(3) 連携・交流事業（受託事業）

ア 東日本大震災被災地への継続的な支援

イ その他国内外の災害等に対する支援

ウ 兵庫県版災害派遣精神医療チーム（ひょうごDPAT）の体制づくりへの参画

エ 研究推進協議会の開催

オ 研修連絡調整会議の開催

カ 各種ネットワーク（既存協議会等）への参画

(4) 相談・診察事業（受託事業）

ア 相談

災害、事件、事故、虐待などによる被害者及び遺族等のトラウマ・PTSD、その他様々なストレスの早期回復・予防を図るため、「こころのケア」に関する専門的な相談に応ずる。

イ 診療

実践的研究のフィールドとしての機能を持つとともに、「こころのケア」に関する精神疾患を主とした医療を行う。

(5) 安定的な運営のための収支バランスの確保

経営の安定に向けて、利用料金収入の確保に努めるとともに、経費削減に取り組む。

7 管理部

第3次行革プランの取り組み内容を踏まえつつ、機構のミッションである「安全安心なまちづくり」と「共生社会の実現」の達成に向けて、ガバナンスの強化に努めるとともに、研究と発信の一体的展開など、組織としての総合力が発揮できる体制づくりについて検討を行う。

また、公益財団法人の責務として公益性、透明性の確保を図るとともに、科研費（科学研究費助成事業）の獲得や企業からの寄附金募集等、外部資金の確保に努めるなど、質の高い業務執行に意を用いるとともに、引き続き運営体制や経費執行を継続的に見直し、適正かつ弾力的な組織運営に取り組む。

8 阪神・淡路大震災20年事業の展開

[平成26年度実施済]

平成27年1月は阪神・淡路大震災から20年となる。平成26年度には、県民総参加で「伝える」「備える」「活かす」を基本コンセプトとして、兵庫に根付いた災害文化を発展させ、誰もが安全安心に暮らせる社会づくりに向けた活動が県下各地で展開される。機構においても、大震災の経験と教訓を忘れず地域や世代を越えて伝える活動、東日本大震災を踏まえ、次なる大災害に実践的に備える活動など、多彩な取り組みを行う。

9 中期目標の見直し

[平成27年度実施済]

第3次行革プランにおいて、「震災20周年、機構設立10周年を迎えることから、これまでの成果の検証等も行いながら、今後の機構のあり方について検討を行う」とされている。この方針に沿って平成27年度に検討を進めることとなるが、必要に応じて本中期目標の見直しを行う。